

# 千葉市図書館団体貸出要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市図書館管理規則（昭和47年千葉市教育委員会規則第7号、以下「規則」という）第17条に基づき、図書館資料の団体貸出しについて必要な事項を定める。

## (対象団体)

第2条 図書館資料の貸出しが受けられる団体は、別表の団体のうち、次の各号に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) 所在地が、本市内であること。
- (2) 複数の責任者がいること。
- (3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれのないこと。
- (4) 前項に定める団体以外で、中央図書館長が特に認めたもの。

## (団体の登録)

第3条 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は規則に定める「団体貸出登録申込書」（様式第3号）を中央図書館長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

- (2) 登録を行っている団体が5年間団体貸出しを利用しなかった場合、新たに「団体貸出登録申込書」（様式第3号）を中央図書館長へ提出しなければならない。（千葉市小・中・特別支援学校は除く）

## (団体貸出しができる資料の範囲)

第4条 団体貸出しができる図書館資料は、中央図書館長が指定する団体貸出用図書等とする。

## (貸出冊数及び貸出期間)

第5条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、【別表1】のとおりとする。

学校レファレンス用カードでの貸出冊数及び貸出期間は、【別表2】のとおりとする。

## (実績報告)

第6条 図書資料の貸出しにおける団体の当該年度の使用について、3月末日までに図書館システムにより利用状況を中央図書館長に報告しなければならない。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、団体に対する資料の貸出しについて必要な事項は、別に中央図書館長が定める。

## (督促)

第8条 貸出しを受けた団体が貸出期間を過ぎても返却することができない理由が発生した時は、早急に連絡しなければならない。督促を受けても返却しない場合は、規則第18条2項により一定の期間、図書館資料の貸出しを停止又はその登録を取り消すことができる。

## 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**【別表1】**（第5条関係）

資料区分	貸出先	貸出冊数	貸出期間
団体貸出用資料	千葉市文庫等 非営利団体・学校	500冊以内	1年以内
	上記以外の営利 団体	100冊以内	6ヶ月以内
学校用団体資料	学校	100冊以内	1ヶ月以内
団体用紙芝居	全団体	10冊以内	1ヶ月以内

※学校における貸出冊数は、学校用団体資料と合わせて500冊以内とする。

**【別表2】**（第5条関係 学校レファレンス用カード）

資料区分	貸出先	貸出冊数	貸出期間
貸出資料	千葉市小・中・ 特別支援学校	10冊	1ヶ月以内